

※2 エピペン®の使い方

【エピペン®の使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかりと握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④バチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」

振りおろして
使わない



⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によつては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、医師法違反になりません。

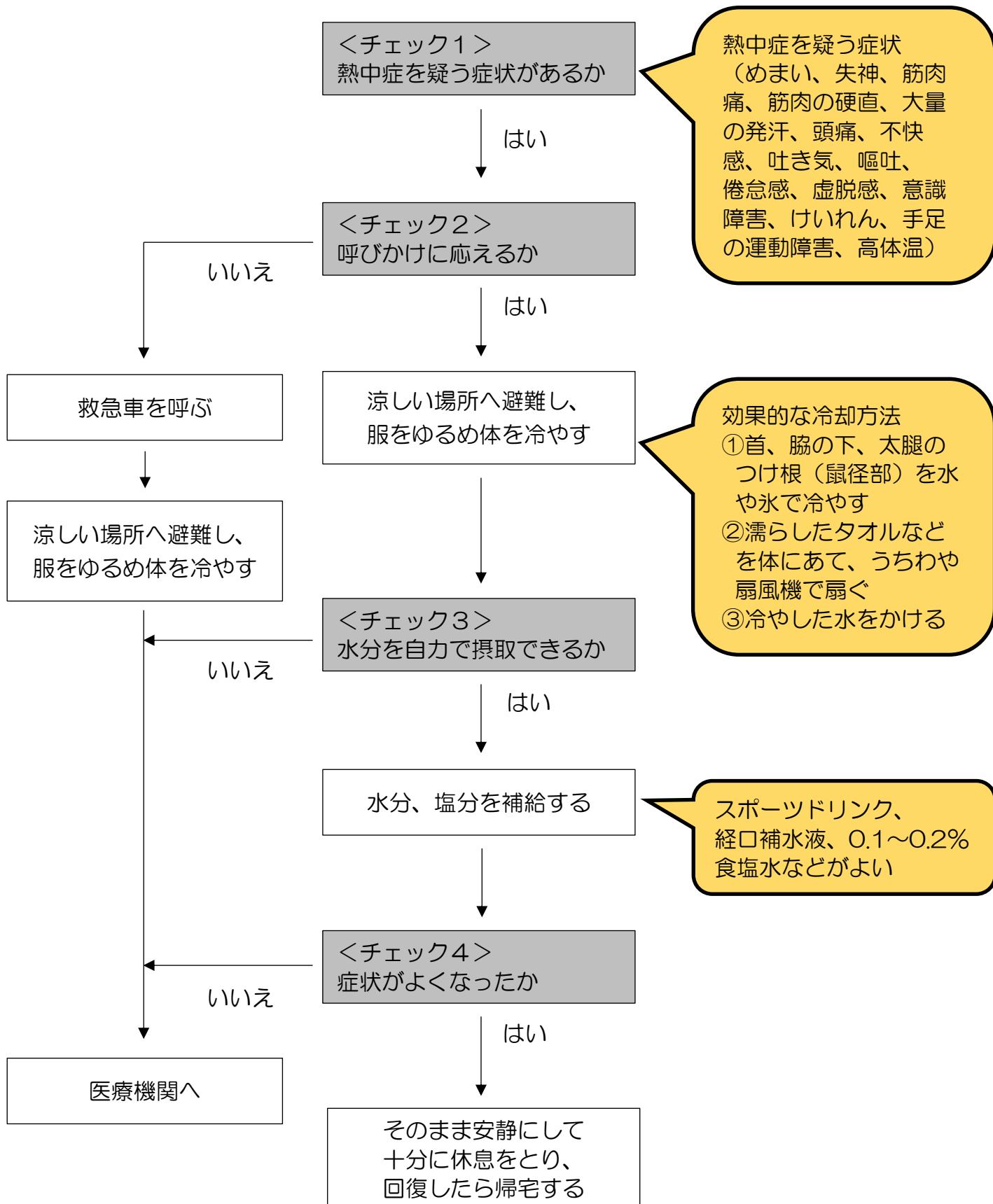
人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰もがエピペン®を使用できるようにしておくことが大切です。

緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。



熱中症対応マニュアル（例）

令和〇〇年4月 ○〇立〇〇学校



一次救命処置マニュアル（例）

反応確認



反応なし

119番通報・AED依頼（通信指令員の指導に従う）



呼吸はあるか？ 普段通りの呼吸か？

呼吸なし、または死戦期呼吸
※わからないときは胸骨圧迫を開始する

【死戦期呼吸】

しゃくり上げるような途切れ途切れの呼吸。
普段通りの呼吸ではないため、心停止と考える。

胸骨圧迫と人工呼吸

胸骨圧迫（30回）

強く（約5cm）
速く（100～120回／分）
絶え間なく（中断を最小に）

人工呼吸（2回）

気道の確保
傷病者の口を覆うように
約1秒間かけて

【※AED使用の注意点】

●傷病者の肌が濡れている場合
乾いた布やタオルで拭いてから電極パッドを貼る

●小児用パッドと成人用パッド
小学生・中学生には成人用パッドを用いる。小児用パッドを用いると電気ショックが不十分な時がある

●女性への配慮

AEDとともに毛布やタオルケット等を用意しておき、女性へのAED装着の際はできる限りの配慮を行う

AEDが
到着したら・・・

AEDと心肺蘇生の繰り返し
(AEDの解析は2分おき)

AED使用手順

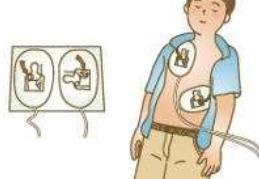
①電源を入れる

②電極パッドを貼り付ける

③解析

電気ショック

傷病者から離れて！



ショック不要

胸骨圧迫再開

AED設置ポイント(例)

- ★ 人目につきやすい場所
- ★ 運動関連施設からのアクセスが良い場所

校舎平面図(例)



【その他注意点】

- 玄関に設置表示のシールを貼布
- 校舎案内図への表示
- 休日や夜間にもアクセスできる工夫
- 外での行事の際のAEDの移動



集団食中毒・危機管理マニュアル（例）

令和〇〇年4月 ○〇立〇〇学校

《重要》

- ①患者を安静にさせ、意識の確認
- ②応援の職員を呼ぶ（生徒に依頼）
- ③患者から離れない（目を離さない）

【119番通報】

「〇〇学校の〇〇です！児童生徒の集団食中毒が発生しました。要救急搬者数は〇名で、至急、救急車を要請します。」
「住所は、〇〇市〇〇〇で、電話番号は、〇〇-〇〇〇〇〇〇です。」

消防署
(119番通報)

患者の保護者連絡

学校医・薬剤師連絡・相談

事故発見者

集団食中毒の発生

<担任教諭等・養護教諭等複数の職員で対応>

【状態の把握】

- ・発生の事態や状況の把握
- ・飲食した食事内容の確認
- ・患者数の確認と応急処置
- ・協力要請や緊急通報の判断

【応急処置】

- ・患者の隔離
- ・調理者の健康観察
- ・環境整備
- ・施設の殺菌消毒

応急処置の状況等の報告

教育委員会への第一報
〇〇〇-〇〇〇〇〇

校内対策本部設置
(校長室など)
校長・副校長・教頭
教務主任・栄養教諭・
栄養職員など

手分けすること

【教育委員会への第一報】

「〇〇学校の〇〇です！学校事故の第一報です。〇時〇分、児童生徒の集団食中毒が発生しました。」「応急処置後、重症患者〇名で、救急車を要請し、〇〇市内の〇〇病院等〇箇所の病院に搬送されました。」

- ①対応する職員への指示
- ②周囲の教職員への指示
- ③潜在患者の調査の指示
- ④情報収集に関する指示

全職員による対応

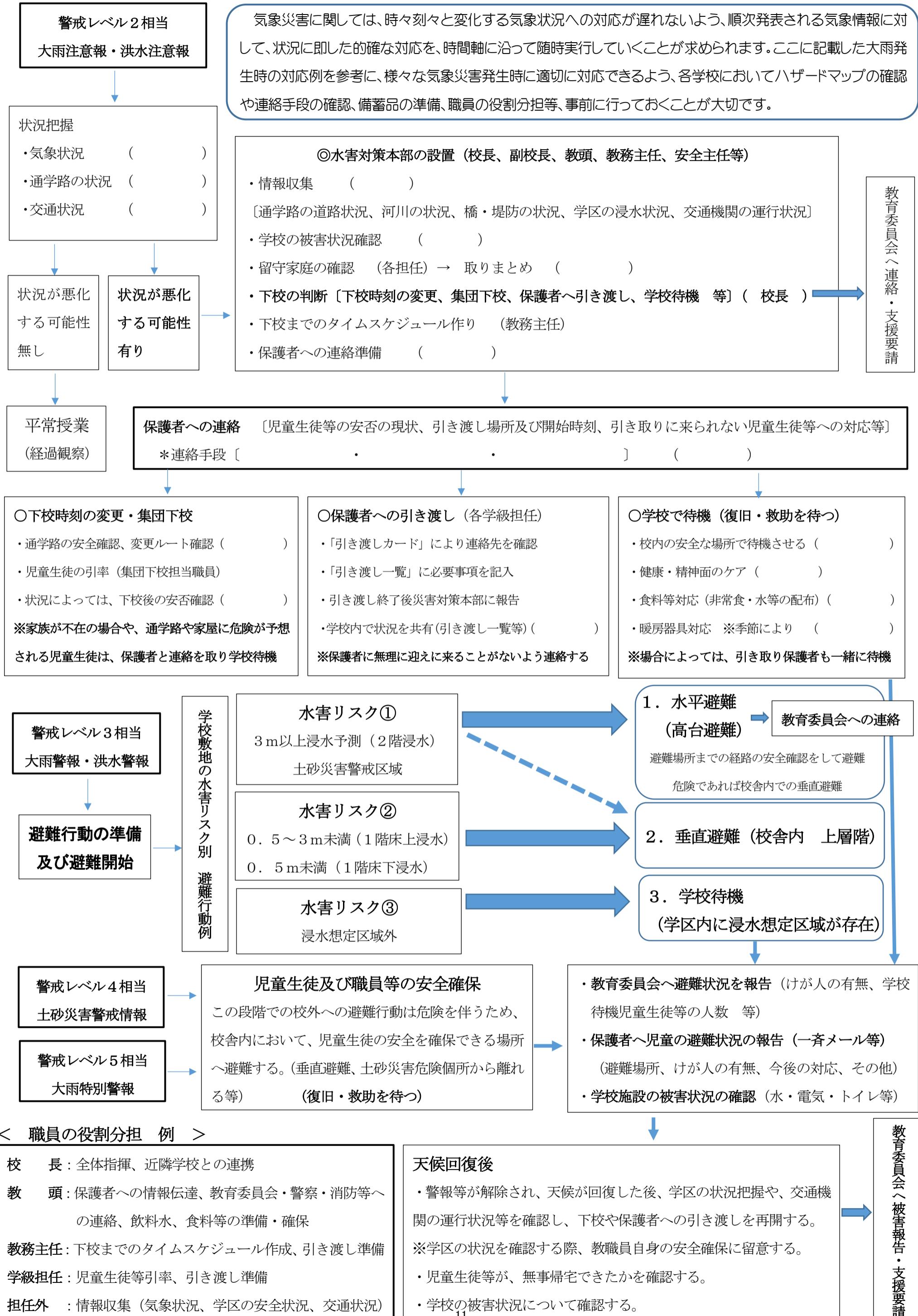
校長・副校長・教頭 ()	教務主任 ()	学年主任・担任等	栄養教諭・栄養職員等 ()	養護教諭・保健主事等 ()	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・外部機関との連携 ・報道関係への対応等 ・学校医への連絡・相談 ・保健所職員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡等 ・情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ①献立と納入日時 ②気温・湿度の記録 ③配食状況の記録 ④調理者の健康管理 ⑤水質調査の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級の児童生徒の掌握 ・被害児童生徒の家庭連絡・家庭訪問等 ・救急車同乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒原因物質の調査 ・保健所職員との連携 ・残食の回収 ・食品汚染の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 <ul style="list-style-type: none"> ①患者の隔離 ②調理者の健康観察 ③環境整備 ④施設の殺菌消毒 ・医療機関との連絡調整 ・学校医との連携 ・潜在患者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等

○二次感染の防止に努めること

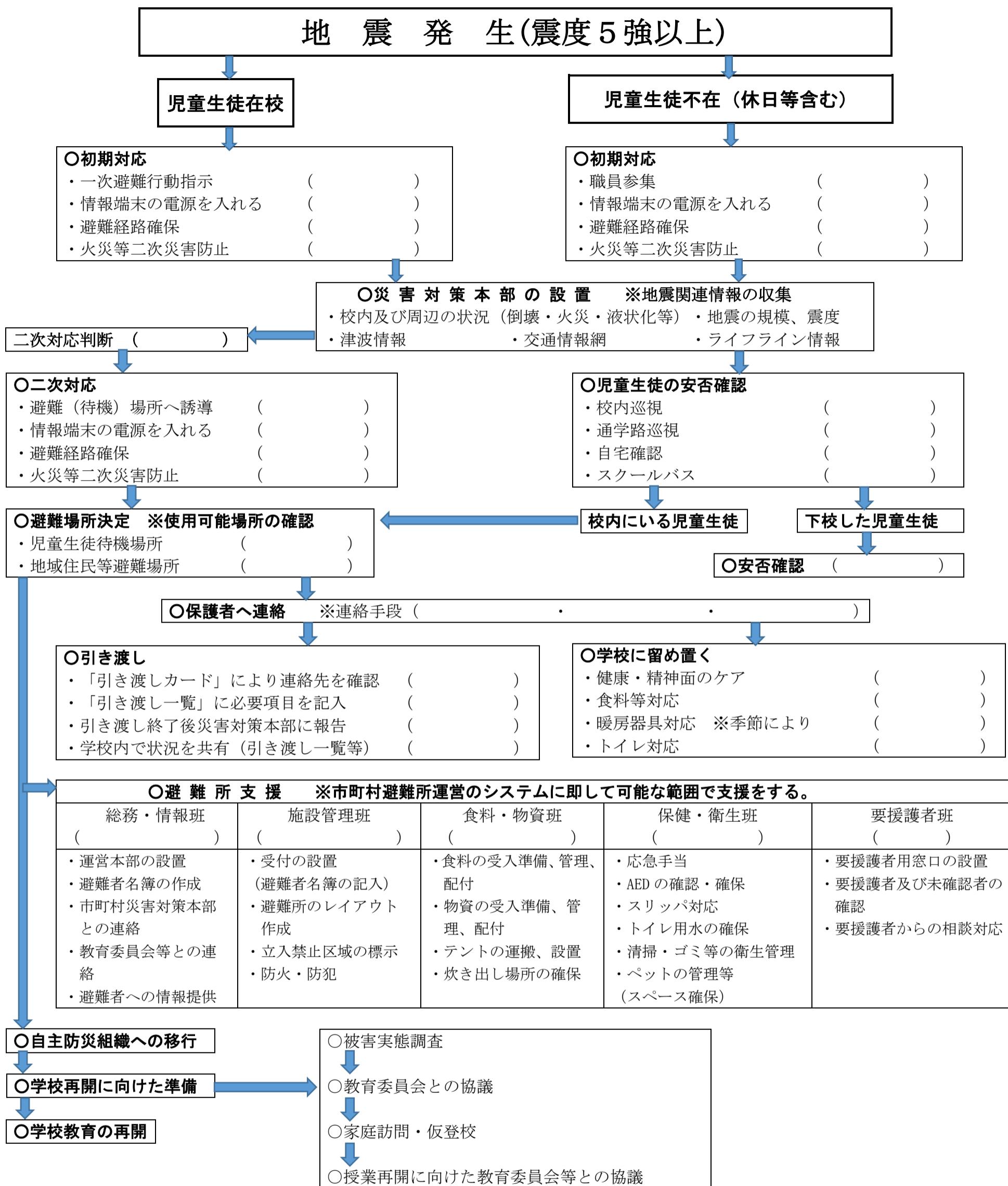
患者の初期の症状や発生状況からは、食中毒か、感染症なのか明確に判断することが困難であることから、初動調査は両面から行い、的確に初期の対応をすることが大切です。腸管出血性大腸菌、サルモネラによる食中毒では重症化することがあります。また、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌では二次感染がしばしば認められます。カンピロバクター食中毒では、初発症状に発熱などインフルエンザ様の症状を示すことがあります、インフルエンザと誤診される場合があります。

※学校給食衛生管理基準の解説 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tqid/560/Default.aspx>

大雨発生時・危機管理マニュアル（児童生徒等在校時）（例）



震災時避難所支援対応マニュアル（例）



◎ 事前確認事項

1 保護者との確認事項

- (1) 緊急時引き渡しカードの作成（学校における地震防災マニュアル p 16、p 17 参照）
(2) 帰宅困難となった場合の確認（学校における地震防災マニュアル p 18 参照）
(3) 災害時、生徒の下校途中における対応についての確認（学校における地震防災マニュアル p 21 参照）

ア 通学路の危険箇所や、通学

- ## 2 施設解錠等に関する事項の確認

(1) 学校職員不在時の施設解錠者

- 3 避難所協力に関する事項の確認**

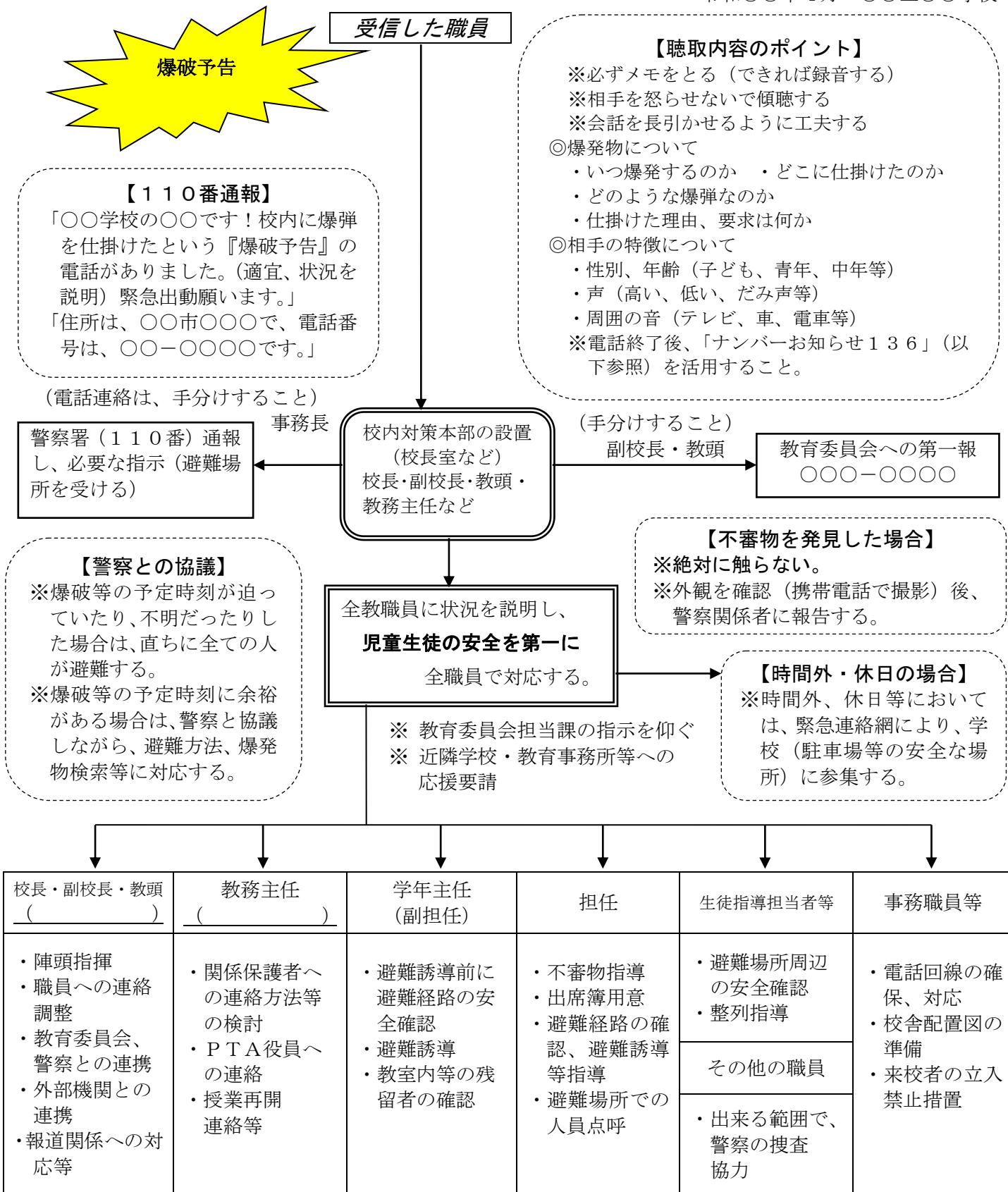
(1) 初動対応に関する事柄の確認

ア 避難スペースの確認（立入禁止区域の設定等） イ 施設使用上のルール策定

(2) 避難所開設までの必要事項確認（市町村部局との連携確認）

爆破予告・危機管理マニュアル（例）

令和〇〇年4月 ○〇立〇〇学校



※外部への連絡は、管理職等の携帯電話を使用する。

※「ナンバーお知らせ136」とは、受話器を上げて[136]に続けて[1]をダイヤルすると、最後にかかってきた電話の日時・電話番号を音声で知ってくれるサービス（有料（30円）で事前の申し込みは不要）のことである。なお、電話番号を通知しない電話機、公衆電話からの通話などは、確認が不可能である。